

諮問番号：令和5年度諮問第1号

答申番号：令和5年度答申第2号

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

審査請求人 Aが令和4年9月2日付けで提起した、処分庁練馬区長が同年6月10日付けで行った令和4年度に係る特別区民税・都民税（住民税）賦課決定処分（以下「本件処分」という。）についての審査請求（同年9月5日付け4練総法第714号。事件名「住民税賦課決定処分取消請求事件」）について、棄却されるべきであるという審査庁の判断は妥当である。

### 第2 事案の概要

#### 1 関係する法令等（以下これらを総称して「法令等」という。）

- (1) 地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。処分庁提出に係る令和4年10月12日付け弁明書添付の証拠書類1-1）
- (2) 地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。同証拠書類1-2）
- (3) その他の法令等
  - ① 東京都都税条例（昭和25年東京都条例第56号）
  - ② 練馬区特別区税条例（昭和39年12月練馬区条例第42号）
  - ③ 練馬区特別区税条例施行規則（昭和40年4月練馬区規則第33号）

2 請求人は、税務署宛て、令和4年1月18日付けで、令和3年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書B（以下「確定申告書」という。弁明書添付の証拠書類2）を提出した。

3 令和4年6月10日、処分庁は、請求人の令和4年度（令和4年度相当分）の特別区民税・都民税（以下「住民税」という。）の賦課に係る本件処分（弁明書添付の証拠書類3）を行い、同月14日に、請求人は、その事実を知った。

4 令和4年9月2日、請求人は、審査庁に対し、本件処分の取消しを求める本件審査請求を行った。

### 第3 前提事実

#### 1 法の規定

- (1) 公的年金等所得に係る所得に係る個人の市町村税の特別徴収（新たに特別徴収の対象となった者の場合）
  - ア 当該年度の10月1日から翌年3月31日までの間（年度後半）

区（市町村に関する規定は特別区に準用される（法第1条第2項）。以下同じ。）は、納税義務者が前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、当該年度の初日において老齢等年金給付の支払を受けている年齢65歳以上の者（以下「特別徴収対象年金所得者」という。）である場合においては、その者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（以下この合算額を「住民税額」という。）の2分の1に相当する額（以下「年金所得に係る特別徴収税額」という。）を当該年度の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から特別徴収しなければならない（法第321条の7の2第1項本文）。

イ 当該年度の4月1日から9月30日までの間（年度前半）

他方、区は、法第321条の7の2第1項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の住民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る住民税額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を、当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法によって徴収する（法第321条の7の2第3項）。

(3) 年金保険者の特別徴収義務

区は、法第321条の7の2第1項が定める特別徴収対象年金所得者に係る年金保険者に対して、年金保険者を特別徴収義務者として当該年金所得に係る特別徴収税額を徴収させなければならない（法第321条の7の4第1項）。

(4) 公的年金等所得に係る住民税が普通徴収される場合

公的年金等所得に係る住民税が普通徴収される場合は限定されており（法第321条の7の2第1項ただし書、同項本文および令第48条の9の13第3項ならびに法第321条の7の9第1項）、その他の場合には、特別徴収の方法による徴収がなされるものである。

2 請求人の特別徴収対象年金所得者該当性

請求人（昭和31年4月1日生）は、令和3年に特別徴収の対象となる公的年金等（令第48条の9の13第1項および同条第2項）を受給した住民税の納税義務者であるが、これについて、特別徴収は行われていなかった。

その後、請求人は、令和4年度についても、公的年金等の支払を受け、本件処分（令和4年6月10日）時点において65歳以上であったことから、特別徴収対象年金所得者に該当することとなった。

すなわち、請求人に対して支払われる老齢等年金給付のうち、年度後半（同年10月1日から翌年の3月31日までの間）部分については、令和3年の公的年金等に係る住民税額の2分の1に相当する額が特別徴収の方法により徴収され、年度前半（同年4月1日から同年9月30日までの間）部分については、普通徴収の方法により徴収がされることとなる。

### 3 具体的計算（弁明書添付の証拠書類3）

請求人の令和4年度における住民税額の算定根拠は、つぎのとおりである。

(1) 収入	3,411,545円（公的年金等を含む）
(2) 所得	1,661,545円
(3) 所得控除	1,094,215円
(4) 課税標準額（(2)－(3)）	567,000円（千円未満切捨て）
(5) 特別区民税（税率6%から調整控除1,500円を差し引く）	
567,000円×6%－1,500円	≒32,500円（百円未満切捨て）
(6) 都民税（税率4%から調整控除1,000円を差し引く）	
567,000円×4%－1,000円	≒21,600円（百円未満切捨て）
(7) 合計（(5)＋(6)）	54,100円
(8) 住民税額（(7)＋均等割額5,000円）	59,100円

### 4 本件処分の具体的内容

上記3の算定根拠を踏まえ、処分庁は、令和4年度の合計年税額として決定された住民税額59,100円のうち、公的年金から差し引かれる年金特別徴収分を29,500円（100円未満の端数切捨て、法第321条の7の2第1項）とし、普通徴収分を29,600円とする本件処分を行った。

## 第4 審理関係人の主張の要旨

### 1 請求人の主張

請求人の主張は、請求人に係る令和4年度の住民税額59,100円について、その内訳（普通徴収分29,600円および公的年金からの特別徴収分29,500円）の計算根拠が不明であり、また、各区分における徴収額が一方的に決定されたものであるから、本件処分は取り消されるべきであり、不当であるというものである。

### 2 処分庁の主張

処分庁の主張は、請求人の令和4年度の住民税について、法令等に基づき適法かつ正当に本件処分が行われたものであることから、その取消し等を求める本件請求には理由がなく、棄却されるべきであるとする。

## 第5 審理員意見書の要旨

請求人に係る住民税に対する処分庁の本件処分については、法第321条の7の2第1項本文および同条第3項、法第321条の7の4第1項等に基づき行われたものであり、違法な点は見当たらない。

その他、本件処分につき違法または不当な点は認められない。

なお、請求人は、本件請求において、処分庁が行う国民健康保険や介護保険における保険料の徴収方法との差異について問題提起すると述べるものの、行政不服

審査法（平成26年法律第68号）は、具体的な行政処分を審理の対象とするものであるため、本件処分以外の事項は審理の対象にはならない。

以上のとおり、本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

## 第6 審査庁の判断の要旨

### 1 審査庁の結論

本件審査請求は棄却されるべきである。

### 2 審査庁の判断の理由

審理員意見書のとおり、本件処分に違法または不当な点は認められない。

## 第7 調査審議の経過

当審査会における処理経過は、以下のとおりである。

- 1 令和5年4月14日 審査庁からの諮問の受付
- 2 令和5年5月9日 審議
- 3 令和5年5月26日 答申

## 第8 審査会の判断の理由

### 1 審理手続について

審査庁による審理員の指名および審理員による審理手続は、行政不服審査法第9条第1項および同法第2章第3節の規定に基づき適正に行ったものと認められる。

### 2 本件処分の適法性について

#### (1) 争点整理

審理関係人の主張を踏まえ、本件の争点は、審査請求人が行政事件訴訟法第9条第1項に規定する法律上の利益を有する者に該当するか否か、および本件取立処分が違法または不当か否かである。

#### (2) 争点に対する判断

請求人に係る住民税に対する処分庁の本件処分については、法第321条の7の2第1項本文および同条第3項、法第321条の7の4第1項等に基づき行われたものであり、違法な点は見当たらない。

その他、本件処分につき違法または不当な点は認められない。

また、審理員意見書のとおり、行政不服審査法（平成26年法律第68号）は、具体的な行政処分を審理の対象とするものであるため、請求人が主張する本件処分以外の事項は審理の対象とはならない。

### 3 結論

以上のことから、本件審査請求は棄却されるべきであるという審査庁の判断は、妥当である。

練馬区行政不服審査会

会長 葭原 敬

委員 宇野 康枝

委員 菅原 武志